

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月文部科学大臣決定)及び福岡大学研究倫理規程第11条の規定に基づき、福岡大学(以下「本学」という。)の研究活動の不正行為に関する通報制度について定め、研究活動において不正行為が生じた場合、又は生じようとしている場合において、通報者を保護するとともに、不正行為の早期発見と是正を図り、もって職員等の健全な研究環境を形成することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、次条に定める研究費を受けて行われる研究活動について適用する。

(定義)

第3条 この規程における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 「研究費」とは、国又は府省が所管する独立行政法人等の公的機関(以下「配分機関」という。)から配分し、又は措置される公募型の競争的資金として、研究機関又は研究代表者若しくは研究分担者(以下「研究者」という。)に交付される直接経費及び間接経費、私学助成等の基盤的経費その他の関係府省の予算配分又は措置による経費をいう。
- (2) 「不正行為」とは、職員等が研究活動を行う場合において、故意による、又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる次に掲げる行為をいう。
 - ア 捏造 存在しないデータ、研究成果等を作成すること。
 - イ 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
 - ウ 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
 - エ アからウまでに掲げる行為以外の研究活動上の不適切な行為(他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する二重投稿、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップ等)であって、研究者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの
- (3) 「部局」とは、本学の学部、研究科、病院及び学校法人福岡大学運営規則第10条に定める教育研究組織をいう。
- (4) 「職員等」とは、次に掲げる者をいう。
 - ア 本学の職員
 - イ 本学の施設又は設備を使用して研究活動を行う者(学生を含む。)その他当該研究活動に関わる全ての者
- (5) 「通報者」とは、職員等のほか、本学における研究活動に関係する者(学外者を含む。)で、不正行為通報を行うものをいう。
- (6) 「被通報者」とは、不正行為通報の対象となった職員等をいう。

(最高管理責任者等)

第4条 本学に、本学全体を統括し、研究活動の不正行為への対応について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者を補佐し、研究活動の不正行為への対応について全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、最高管理責任者が指名する副学長をもって充てる。

3 各部局における研究活動の不正行為への対応について統括する責任及び権限を持つ者としてコン

プライアンス推進責任者を置き、当該部局の長をもって充てる。

(秘密保護義務)

第5条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。職員等でなくなった後も、同様とする。

- 2 最高管理責任者は、通報者、被通報者、通報内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、通報者及び被通報者の意に反して外部に漏えいしないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、当該通報に係る事案が外部に漏えいした場合は、通報者及び被通報者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、通報者又は被通報者の責に帰すべき事由により漏えいしたときは、当該者の了解は不要とする。
- 4 最高管理責任者又はその他の関係者は、通報者、被通報者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、通報者、被通報者、調査協力者及び関係者の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(通報者の保護)

第6条 最高管理責任者は、通報をしたことを理由とする当該通報者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

- 2 職員等は、通報をしたことを理由として、当該通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 最高管理責任者は、通報者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、学校法人福岡大学職員の懲戒に関する規程その他の学内規則に従って、その者に対して処分を課すことができる。
- 4 最高管理責任者は、悪意に基づく通報(被通報者を陥れるため、被通報者の研究活動を妨害するため等、専ら被通報者に何らかの損害を与えること又は被通報者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする通報をいう。以下同じ。)であることが判明しない限り、単に通報したことを理由に当該通報者に対して解雇、異動、降格、減給その他当該通報者に不利益な措置等を行ってはならない。

(被通報者の保護)

第7条 職員等は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、当該被通報者に対して不利益な取扱い、誹謗中傷等を行ってはならない。

- 2 最高管理責任者は、相当な理由なしに、被通報者に対して不利益な取扱い、誹謗中傷等を行った者がいた場合は、学校法人福岡大学職員の懲戒に関する規程その他の学内規則に従って、その者に対して処分を課すことができる。
- 3 最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、当該被通報者の研究活動の部分的又は全面的な禁止、解雇、異動、降格、減給その他当該被通報者に不利益な措置等を行ってはならない。

第2章 通報体制

(通報受付窓口の設置)

第8条 不正行為についての通報受付窓口を内部監査室に設置する。

- 2 内部監査室は、通報を受け付けるにあたり、通報者の保護を図るため、通報者が特定されないよう十分に配慮しなければならない。

(通報の方法)

第9条 通報は、電子メール、書面、電話又は面談によって行うことができる。

- 2 通報は、原則として、実名により、不正行為を行ったとする研究者又は研究者グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ、不正とする科学的な合理性のある理由が示されていない限り、行ってはならない。

(通報者の義務)

第10条 通報者は、悪意に基づく通報を行ってはならない。

- 2 最高管理責任者は、悪意に基づく通報であったことが判明した場合は、当該通報者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。

(通報の受付)

第11条 通報は、第9条第1項の方法による通報を受けた日によらず、通報受付窓口が不正行為通報を確認した日をもって受付日とする。

- 2 通報を受け付けた内部監査室長は、通報された内容を速やかに最高管理責任者に報告する。
- 3 内部監査室長は、書面による通報など、通報受付窓口が通報を受け付けたか否かを通報者が知り得ない方法による通報がなされた場合、通報者(匿名の通報者を除く。ただし、調査結果が出る前に通報者の氏名が判明した後は、実名による通報者として取り扱う。)に対し、通報を受け付けたことを通知しなければならない。
- 4 各研究分野の学協会や報道、インターネット等により、不正の疑いが指摘された場合は、通報があった場合に準じて取り扱うことができる。ただし、インターネットの指摘は、原則として、第9条第2項に規定する事項が示されている場合に限り、この項本文の規定を適用するものとする。
- 5 前項に規定する取扱いにおいて、通報者は最高管理責任者とし、受付日は最高管理責任者からの通報を通報受付窓口が受けた日とする。

(受理の判断)

第12条 通報の報告を受けた最高管理責任者は、通報された内容を企画運営会議に報告し、第9条第2項への該当性をもって、当該通報の受理又は不受理を決定する。この場合において、最高管理責任者は、決定結果を通報者に速やかに通知しなければならない。

- 2 前項前段において、匿名による通報であっても、通報の内容に相当の信用性があると思われる場合又は最高管理責任者が必要と認める場合は、当該通報を受理することができる。
- 3 第1項の定めにかかわらず、通報の内容に相当の信用性があると思われる場合又は最高管理責任者が必要と認める場合は、企画運営会議を経ることなく受理することができる。ただし、事後速やかに報告するものとする。
- 4 通報の内容が、不正行為が行われている、又は不正行為を求められているというものであるときは、その内容を確認・精査の上、相当の理由が認められる場合は、最高管理責任者は、被通報者に対して警告を行うものとする。

第3章 調査

(予備調査の実施)

第13条 最高管理責任者は、前条により通報の受理を決定した場合は、予備調査委員会を設置し、予備調査委員会は、速やかに予備調査を実施しなければならない。

- 2 予備調査委員会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 統括管理責任者
 - (2) 最高管理責任者が指名する教育職員 若干人
 - (3) 内部監査室長
 - (4) その他最高管理責任者が必要と認める職員等 若干人
- 3 予備調査委員会に委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。
- 4 予備調査委員会は、必要に応じて、被通報者及び関係者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め、又は関係者からの聞き取りを行うことができる。
- 5 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとることができる。

(予備調査の方法)

第14条 予備調査委員会は、通報された行為が行われた可能性、通報の際に示された科学的理由の論理性、通報内容の本調査における調査の可能性その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

- 2 通報がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた通報についての予備調査を行う場合

は、取下げに至った経緯及び事情を含め、研究活動上の不正行為の問題として調査すべきものか否かを調査し、判断するものとする。

(本調査の決定等)

第15条 予備調査委員会は、受付日又は予備調査の指示を受けた日から起算して原則30日以内に、予備調査結果を最高管理責任者に報告する。

- 2 最高管理責任者は、予備調査結果を企画運営会議に報告した上で、予備調査結果を踏まえ、速やかに、本調査を行うか否かを決定する。
- 3 最高管理責任者は、予備調査の結果、不正行為はなく、追加又は確認の調査が必要でないという理由等で本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して通報者に通知する。この場合において、配分機関等又は関係府省や通報者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。
- 4 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、当該事案に係る研究費の配分機関等及び関係府省に、本調査を行う旨を報告するものとする。

(調査委員会の設置)

第16条 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、速やかに、調査委員会を設置する。

- 2 調査委員会の全ての委員は、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者とし、半数以上の委員は、本学と直接の利害関係を有しない学外の有識者でなければならない。
- 3 調査委員会の委員は、次に掲げる者とする。
 - (1) 統括管理責任者
 - (2) 最高管理責任者が指名するコンプライアンス推進責任者 若干人
 - (3) 研究推進部長
 - (4) その他最高管理責任者が必要と認める学外の有識者 3人以上
- 4 調査委員会に委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。

(本調査の通知)

第17条 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、速やかに通報者及び被通報者にその旨を通知し、調査への協力を求める。この場合において、調査委員会委員の氏名及び所属を併せて通知する。

- 2 前項の通知を受けた通報者及び被通報者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、最高管理責任者に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。
- 3 最高管理責任者は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。

(本調査の実施)

第18条 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して原則30日以内に、本調査を開始するものとする。

- 2 調査委員会は、通報において指摘された研究活動に係る論文、実験・観察ノート、加工前・未処理のデータその他資料の精査及び関係者からの聞き取り等の方法により、本調査を行うものとする。
- 3 調査委員会は、被通報者による弁明の機会を設けなければならない。
- 4 調査委員会は、被通報者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。
- 5 被通報者から再実験等の申出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、当該被通報者に再実験等を行わせることができる。
- 6 前2項の再実験等を被通報者に行わせる場合は、再実験等に要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。この場合において、再実験等は、調査委員会の指導・監督の下に行わなければならない。

7 通報者、被通報者及びその他当該通報に係る事案に係る者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

(本調査の対象)

第19条 本調査の対象は、通報された事案に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により、本調査に関連した被通報者の他の研究活動を含めることができる

(証拠の保全)

第20条 調査委員会は、本調査を実施するにあたり、通報された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。

2 通報された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でないときは、調査委員会は、通報された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。

3 調査委員会は、前2項の措置に必要な場合を除き、被通報者の研究活動を制限してはならない。

(本調査の中間報告)

第21条 調査委員会は、本調査の終了前であっても、通報された事案に係る配分機関等又は関係府省の求めに応じ、本調査の中間報告を当該配分機関等及び関係府省に提出するものとする。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第22条 調査委員会は、本調査にあたり、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう、十分配慮するものとする。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第23条 調査委員会の本調査において、被通報者が通報された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合は、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続に則って行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

2 前項の場合において、再実験等を必要とするときは、第18条第6項に定める保障を与えなければならない。

第4章 不正行為の認定

(認定の手續)

第24条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割その他必要な事項を認定する。

2 前項に掲げる期間につき、原則150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。

3 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて通報が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。

4 前項の認定を行うにあたっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。

5 調査委員会は、第1項及び第3項に定める認定が終了したときは、直ちに最高管理責任者に報告しなければならない。

(認定の方法)

第25条 調査委員会は、被通報者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

2 調査委員会は、被通報者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。

3 調査委員会は、被通報者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことが

できないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する加工前・未処理のデータ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被通報者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

第5章 調査結果

(調査結果の通知及び報告)

第26条 最高管理責任者は、速やかに調査結果(認定を含む。)を企画運営会議へ報告し、通報者、被通報者及び被通報者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。

この場合において、被通報者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

2 最高管理責任者は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る配分機関等及び関係府省に報告するものとする。

3 最高管理責任者は、悪意に基づく通報との認定があった場合において、通報者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

(不服申立て)

第27条 研究活動上の不正行為が行われたものと認定された被通報者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、最高管理責任者に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 通報が悪意に基づくものと認定された通報者(被通報者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく通報と認定された者を含む。)は、その認定について、前項本文の例により、不服申立てをすることができる。

3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。

4 最高管理責任者は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。

5 前項に定める新たな調査委員は、第16条第2項及び第3項に準じて指名する。

6 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合は、直ちに最高管理責任者に報告する。

7 前項の報告を受けた最高管理責任者は、企画運営会議へ報告し、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。

8 前項の通知を行うにあたり、不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。

9 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合は、直ちに最高管理責任者に報告する。

10 前項の報告を受けた最高管理責任者は、企画運営会議へ報告し、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。

11 最高管理責任者は、第1項に基づき被通報者から不服申立てがあったときは通報者に対して通知し、第2項に基づき通報者から不服申立てがあったときは被通報者に対して通知するものとする。この場合において、その事案に係る配分機関等及び関係府省に報告する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(再調査)

第28条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合は、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合は、調査委員会は、再調査を行うことなく手

続を打ち切ることができる。この場合において、調査委員会は、直ちに最高管理責任者に報告し、報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、手続の打ち切りを通知するものとする。

- 3 調査委員会は、再調査を開始した場合は、その開始の日から起算して原則50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。ただし、50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。
- 4 最高管理責任者は、前2項の規定により報告を受けた内容について、企画運営会議への報告を経て、通報者、被通報者(被通報者が本学以外の機関に所属している場合は当該機関を含む。)及び被通報者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するとともに、当該事案に係る配分機関等及び関係府省に報告する。
- 5 通報が悪意に基づくものと認定された通報者による不服申立てについては、調査委員会は原則30日以内に再調査を行い、その結果を直ちに最高管理責任者に報告する。
- 6 前項の場合において、最高管理責任者は、同項の規定により報告を受けた再調査の結果について、企画運営会議への報告を経て、速やかに通報者(通報者が本学以外の機関に所属している場合は当該機関を含む。)及び被通報者に通知するとともに、当該事案に係る配分機関等及び関係府省に報告する。

(調査結果の公表)

第29条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われたとの認定がなされた場合は、速やかに、調査結果を公表するものとする。

- 2 前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、合理的な理由があるとき、及び研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、通報がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。
- 4 研究活動上の不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合は、調査結果を公表しないことができる。ただし、被通報者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏えいしていた場合又は論文等に故意によるものでない誤り若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。
- 5 前項ただし書の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為がなかったこと、論文等に故意によるものでない誤り又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被通報者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 6 最高管理責任者は、悪意に基づく通報が行われたとの認定がなされた場合は、通報者の氏名・所属、悪意に基づく通報と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。
(本調査中における一時的措置)

第30条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被通報者に対して通報された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。

- 2 最高管理責任者は、配分機関等又は関係府省から、被通報者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合は、それに応じた措置を講ずるものとする。

(研究費の使用中止)

第31条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為に関与したと認定された者、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者、及び研究費の全部又は一

部について使用上の責任を負う者として認定された者(以下「被認定者」という。)に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

(論文等の取下げ等の勧告)

第32条 最高管理責任者は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。

2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を最高管理責任者に行わなければならない。

3 最高管理責任者は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

(措置の解除等)

第33条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。この場合において、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

2 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(処分)

第34条 最高管理責任者は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合は、当該研究活動上の不正行為に関与した者に対して、法令、就業規則その他関係諸規程に従って、処分を課すものとする。

2 最高管理責任者は、前項の処分が課されたときは、該当する配分機関等及び関係府省に対して、その処分の内容等を報告する。

第6章 是正措置等

(是正措置等)

第35条 本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合は、最高管理責任者は、必要に応じて、速やかに是正措置、再発防止措置その他必要な環境整備措置(以下「是正措置等」という。)をとらなければならない。

2 最高管理責任者は、統括管理責任者に対し、具体的な是正措置等を命ずるものとする。この場合において、不正行為の調査結果は、再発防止の観点から処分及び是正措置等も含めて、職員等に周知するものとする。

3 統括管理責任者は、不正に関与した者が所属する部局のコンプライアンス推進責任者に対し、具体的な是正措置等の指示を行い、再発防止を徹底するものとする。

4 最高管理責任者は、前3項に基づいてとった是正措置等の内容を該当する配分機関等、関係府省及び監事に対して報告するものとする。

5 最高管理責任者は、必要に応じ、前項の報告内容について理事長に報告するものとする。

第7章 雑則

(委員会等)

第36条 複数の不正行為に関する通報が、同一の職員等に関わる場合は、一の予備調査委員会及び調査委員会において、当該複数の通報に係る調査を行うことができる。再調査を行う場合も同様とする。

(庶務)

第37条 この規程に関する庶務は、研究推進課が処理する。

(準用)

第38条 この規程の定めは、この規程に定める研究費以外の研究費を受けて行う研究活動にも準用する。

(補則)

第39条 この規程に定めるもののほか、研究活動における不正行為への対応に関し必要な事項は、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインに基づいて処理することができる。

附 則

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

附 則(令和6年4月11日)

この規程は、令和6年4月15日から施行する。

附 則(令和7年2月21日)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。